

大広個審第9号
(答申第11号)
平成30年3月19日

大阪府後期高齢者医療広域連合長
野田 義和 様

大阪府後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審議会
会長 中川 丈久

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成30年3月1日付け大広給第1816号で諮問のあった大阪府後期高齢者医療広域連合の歯科健診結果情報の市町村への情報提供について、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第6号に規定する公益上の必要による個人情報を提供することの承認を求める諮問事項については、審議の結果、下記の事項に留意することを前提に、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

記

- 1 個人情報の提供は、当該事務の目的の範囲内での利用に限ることを条件とすること。
- 2 データ提供に際しては、データ連携専用回線を使用し、セキュリティの確保を講じた上で提供すること。
- 3 市町村に対して個人情報の厳正な管理に万全を期するよう求めること。

大広個審第9号
(答申第12号)
平成30年3月19日

大阪府後期高齢者医療広域連合長
野田 義和 様

大阪府後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審議会
会長 中川 丈久

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成30年3月1日付け大広給第1816号で諮問のあった大阪府後期高齢者医療広域連合の第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第6号に規定する公益上の必要による個人情報を提供することの承認を求める諮問事項については、審議の結果、下記の事項に留意することを前提に、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

記

- 1 個人情報の提供は、当該事務の目的の範囲内での利用に限ることを条件とすること。
- 2 データ提供に際しては、データ連携専用回線を使用し、セキュリティの確保を講じた上で提供すること。
- 3 市町村及びくすのき広域連合に対して個人情報の厳正な管理に万全を期するよう求めること。